

令和7年第2回川本町議会定例会会議録

(第3日目) 令和7年 6月11日 午前9時55分開議

議 長	定刻となりましたので、これより、本日の会議を開きます。
々	ただいまの出席議員数は9名であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
々	本日の議事日程は、お配りしているとおりです。
々	日程第1、「委員長報告」を議題とします。 活性化対策特別委員会副委員長から、委員会所管事務調査報告書が提出されておりますので、副委員長から報告をお願いします。 4番本山活性化対策特別委員会副委員長。
4番本山活性化対策特別委員会副委員長	活性化対策特別委員会委員長報告をいたします。 本委員会において、令和7年6月9日に所管事務調査を行いましたので、その内容について報告をいたします。 調査事項は、現在、町内だけでなく県内外から注目を浴びている2つの法人、一般社団あそラボと、一般社団法人かわもと暮らしの活動状況、課題の抽出及び今後の展望の調査であります。 一般社団法人あそラボについては、代表の大村信望氏が個人事業主として実施されていた事業を、今年4月1日に一般社団法人化されたものです。現在、町の集落支援員に位置付けられている2名に加えて、地域おこし協力隊が3名、総勢5名で事業展開されておられます。皆さんご存じのオレンジでの中高生の居場所運営やボランティア、自主活動の企画運営のサポートをはじめ、大学入試の総合型選抜試験の支援、デジタル拠点の運営、大学との連携など、どれも質が高い活動を展開しておられ、参加者数も年々増加している状況です。この活動を町として支援を強化することが、本町の強みとなり、子育て・教育・移住定住、あらゆる分野でプラスになると確信しました。 総合型選抜試験の支援では、国公立・私立大学ともに、希望する大学への合格実績もあげています。今年度設置される公営塾での学力向上対策と、あそラボでの総合型選抜支援対策の両方が強化されれば、他の市町村にも全く引けを取らない教育環境が構築されると思われまます。 課題としては、人手不足への対応、利用の移動手段の確保などが挙げられます。人材の確保、それに必要な財源の支援、また、移動手段の確保では、まげなフリーパスの活用など、バス、タクシーなどを柔軟に活用する手段を導入することで対応が可能であると考えられます。ぜひ、執行部の皆さんも検討をお願いしたいと存じます。

4 番 本 山 活
性 化 対 策 特
別 委 員 会 副
委 員 長

また、一般社団法人かわもと暮らしは、新たな人の流れを促進し、移住定住、交流人口の拡大、また、島根フィルティーズの運営など、川本町の人口減少対策に直接的に関わる団体であります。

移住定住部門では、丁寧な対応により、着実な成果を上げられていると感じました。観光部門は観光資源に乏しく、難しい状況にあると感じましたが、何とか模索しているという姿勢が伺えました。フィルティーズの運営は、まだ始まったばかりですが、今後の活躍や地域への貢献をさらに期待したいところでもあります。

課題としては、移住の住まいの確保対策、フィルティーズの選手の地域おこし協力隊任期満了後の受入れ先、スポンサーの確保などが挙げられます。

また、両法人とも、活動資金は町からの委託、補助が大部分を占めており、その財源は、集落支援員、地域おこし協力隊の特別交付税に依存しています。国の制度を最大限活用することはよいことですが、特別交付税は法律により交付税額の6%と少なく、普通交付税で措置されない特殊な財政需要、特に災害で被災した自治体の支援に充てられることが多いという性質があります。地域おこし協力隊の措置額のルールは定められているものの、明確なルールでは計り切れない特別の財政需要で調整され、交付される総額が圧縮される可能性もはらんでいます。地域おこし協力隊を増員しても、その措置額が前年度比で純増とならず、町の一般財源を圧迫することも考えられますので、制度を過信しすぎず、他の財源確保も進めていただくこと、また制度の適切な運用に努めていただきたいということを申し添えておきます。

今回、調査を行った2法人とは、議会活動を通じて今後も意見を交わし、活動支援をしていきたいと考えております。

以上で、委員会の所管事務調査報告を終わります。

議 長

以上で、委員長の報告を終わります。

々

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

次に、日程第2、議案第53号、「川本町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

々

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより、議案第53号を採決します。

議 長 本議案を原案のとおり決定することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手全員であります。
よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第3、議案第54号、「令和7年度川本町一般会計補正予算（第1号）」の件を議題とします。

々 これより、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、議案第54号を採決します。
本議案を原案のとおり決定することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手全員であります。
よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第4、議案第55号、「令和7年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題とします。

々 これより、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、議案第55号を採決します。
本議案を原案のとおり決定することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手全員であります。
よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第5、議案第56号、「令和7年度川本町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」の件を議題とします。

々 これより、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、議案第56号を採決します。
本議案を原案のとおり決定することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

議 長

挙手全員であります。
よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第6、議案第57号、「専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」の件を議題とします。

々 これより、討論を行います。討論ありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、議案第57号を採決します。
本議案を原案のとおり承認することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手全員であります。
よって、議案第57号は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第7、議案第58号、「専決処分の承認を求めることについて《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」の件を議題とします。

々 これより、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、議案第58号を採決します。
本議案を原案のとおり承認することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手全員であります。
よって、議案第58号は、原案のとおり承認することに決定しました。

々 次に、日程第8、議案第59号、「専決処分の承認を求めることについて《令和6年度川本町一般会計補正予算(第8号)》」の件を議題とします。

々 これより、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、議案第59号を採決します。
本議案を原案のとおり承認することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

議 長

挙手全員であります。
よって、議案第59号は、原案のとおり承認することに決定しました。

々 次に、日程第9、議案第60号、「専決処分の承認を求めることについて《令和6年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）》」の件
を議題とします。

々 これより、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、議案第60号を採決します。
本議案を原案のとおり承認することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手全員であります。
よって、議案第60号は、原案のとおり承認することに決定しました。

々 次に、日程第10、議案第61号、「専決処分の承認を求めることについて《令和6年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）》」の件
を議題とします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、議案第61号を採決します。
本議案を原案のとおり承認することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第61号は、原案のとおり承認することに決定しました。

々 次に、日程第11、議案第62号、「工事請負契約の締結について《令和7年度町単独事業 川本町河津桜公園整備工事》」の件を議題とします。

々 これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、議案第62号を採決します。
本議案を原案のとおり決定することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

議 長

挙手全員であります。
よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第12、議案第63号、「工事請負契約の締結について《令和7年度社会資本整備総合交付金事業 町道因原日向線道路改良工事》」の件
を議題とします。

々 これより、討論を行います。討論ありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、議案第63号を採決します。
本議案を原案のとおり決定することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手全員であります。
よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第13、議案第64号、「財産の取得について」の件を議題と
します。

々 これより、討論を行います。討論ありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、議案第64号を採決します。
本議案を原案のとおり決定することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手全員であります。
よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第14、議案第65号、「権利の放棄について」の件を議題と
します。

々 これより、討論を行います。討論ありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより、議案第65号を採決します。
本議案を原案のとおり決定することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

々 ここで、執行部からの発言の申し出がありますので、これを許可します。
番外野坂町長。

番外
野坂町長 追加議案を提出させていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま、追加議案の申し出がありました。
議会運営委員会で審議していただくため、休憩とします。
執行部の方は、しばらくお待ちください。
(午前10時11分)

(休憩：議会運営委員会開議のため委員は大会議室へ移動)

議 長 会議を再開します。(午前10時30分)

々 先ほど、執行部から2件の追加議案が提出され、議会運営委員会にて審議
されました。

々 お諮りします。
この際、追加日程第1として、議案第66号、「令和7年度川本町一般会
計補正予算(第2号)」、追加日程第2として、議案第67号、「令和7年
度川本町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」を議事日程に追加し、直ち
に議題とすることに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、そのように決定しました。

々 追加日程第1、議案第66号、「令和7年度川本町一般会計補正予算(第
2号)」及び、追加日程第2、議案第67号、「令和7年度川本町簡易水道
事業会計補正予算(第2号)」の2件を一括議題とします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。
番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総
務財政課長 それでは、議案第66号、令和7年度川本町一般会計補正予算(第2号)
について、説明いたします。
今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ450万円を追加し、
歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億9,238万1千円とするものです。

番外瀬上総
務財政課長

今回の補正は、令和7年5月27日に閣議決定された、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に対応するものです。

補正の内容につきましては、9ページをご覧ください。

物価高騰対応重点支援事業、水道料負担軽減支援事業について説明します。

1、現状と課題及び目的につきましては、2つめの丸印ですが、国はアメリカ関税措置が物価等に与える影響が不透明であることも踏まえ、物価高対策に万全を期すため、閣議決定をしております。次の丸印では、町として、物価高騰の影響を受ける生活者と事業者の経済的負担を早期に軽減するため、家事用の水道料金相当額を支援いたします。

2、概要につきましては、先ほど申し上げたとおり、水道利用者及び未普及（正：未給水）世帯に対して、一律に、家事用水道基本料金相当、2か月分、3,000円を支援します。

表をご覧ください。

水道利用者の個人の対象件数は1,224件、事業者及び団体が136件、それぞれに一律3,000円を支援します。なお、この支援額は、家事用水道基本料金相当額、1,500円×2か月分です。支援総額が408万円、実施方法は、水道基本料金から1,500円を2か月間軽減し、請求額で調整します。一方、未給水世帯の対象件数は120件、支援額は同様に3,000円を商工会商品券により配布します。

予算額は、歳入は国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、歳出は、簡易水道事業運営費負担金、これは簡易水道事業会計への繰り出しです。商品券配布と配布事務費としての郵送料を上げております。

1ページ戻っていただきまして、8ページをご覧ください。

この度の補正予算の歳入につきましては、国庫支出金が414万4千円、繰入金35万6千円は、この度の補正で不足する財源を補うものです。

歳出の総務費42万円は、未給水世帯に対する商品券と配布事務費です。衛生費の408万円は、水道料負担軽減支援事業として、簡易水道事業運営費の負担金を計上しております。

次の基金の状況については、この度の補正による年度末の基金残高は17億9,553万8千円と見込んでおります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

（資料の誤りを指摘する声あり）

すみません、失礼いたしました。表のところ、家事用と書いておりますが、これは家事用と営業用も入っております。そのようにお読み取りください。

々

続きまして、すみません、議案第67号、令和7年度川本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

今回の補正は、物価高騰対応重点支援事業に伴う水道料負担軽減支援事業を行うためのものであり、予算総額は変更ございません。

番外瀬上総務財政課長	<p>第2条、予算第3条に定めた収益的収入、第1款、水道事業収益についての補正です。第1項、営業収益、補正予定額408万円の減額とし、合計7,147万9千円。第2項、営業外収益、補正予定額408万円の増額とし、合計9,965万7千円とするものです。</p> <p>第3条、予算第9条に定めた一般会計からの補助について、408万円の増額とし、合計9,857万2千円とするものでございます。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>補正内容について、1款、水道事業収益、1項、営業収益のうち給水収益の408万円の減額、これは水道料金負担軽減に伴うものであり、給水収益を減額するものであります。2項、営業外収益のうち、他会計補助金の408万円の増額、これは一般会計から補助を増額するものでございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これら2件について、一括して質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番高良議員。</p>
5番高良議員	<p>2点ほどちょっとお伺いします。</p> <p>まず1点目が、個人用水道料金の基本料と事業用水道料金の基本料の金額を教えてください。</p> <p>それと、水道利用者の方は水道料金の基本料金部分の中から1,500円を2か月分について削減する、未給水世帯については商品券ということで、どういたしますか、同等のものではないんですが、その苦情が来たときの対応はできるんでしょうか。</p>
議 長	<p>番外瀬上総務財政課長。</p>
番外瀬上総務財政課長	<p>2項目、ご質問いただきました。後ろのほうの質問について、答えさせていただきます。</p> <p>3,000円と金額がですね、水道利用者と未給水世帯とで不公平はないかというお話であったかと思えます。この度の目的といたしましては、物価高騰等の影響を受けた方々へ支援をするという目的でございまして、そういう意味では未給水世帯には3,000円の商品券が届きますが、水道料金利用者については3,000円の現金ではございませんけども、現金が押し出される形でその軽減を図るということで、結果的には両方とも同じ意味合いになるかというような理解をしております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>番外伊藤地域整備課長。</p>

番外伊藤地域整備課長	水道基本使用料でございますが、家事用は8トンまでで約1,540円、営業用が基本15トンまでが3,630円というふうになっております。
議 長	他ありませんか。 6番木村議員。
6番木村議員	それでは、引き続いて同様のあれですけど、支払い、支援時期についてそれぞれの水道利用者、それから未給水世帯等の関係についてお尋ねします。
議 長	番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	水道の方につきましては、8月の検針後に行いたいというふうに考えております。また、商品券につきましても、同様の時期にされるというふうに考えております。
議 長	他ありませんか。 4番本山議員。
4番本山議員	水道滞納者に対して、この事業の制度はどのような取扱いになるのか教えてください。
議 長	番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	はい、基本的には、この1,500円部分を差し引いた残りといいますか、残額が支払わなかった場合には、その滞納額というふうになるかというふうに考えております。
議 長	他ありませんか。 2番杉本議員。
2番杉本議員	資料の中に未給水世帯という120件というものがありますが、これはどのように把握された数字でしょうか。
議 長	番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	はい、これにつきましては、毎年給水人口調査というのを行ってございまして、その中に給水区域外の無給水世帯というのを調査も行ってございまして、その調査の結果、この120件というふうに出ております。
議 長	他ありませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 議案第66号、令和7年度川本町一般会計補正予算(第2号)について、
これより討論を行います。
- 々 討論は、ありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより、議案第66号を採決します。
本議案を原案のとおり決定することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手全員であります。
よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。
- 々 議案第67号、令和7年度川本町簡易水道事業会計補正予算(第2号)に
ついて、これより討論を行います。
- 々 討論は、ありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより、議案第67号を採決します。
本議案を原案のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手全員であります。
よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。
- 々 日程第15、「閉会中の継続審査・調査の申し出について」の件を議題と
します。
- 々 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の
規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出
のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
- 々 よって、そのように決定しました。

議 長 日程第16、「議員派遣の件について」の件を議題とします。

々 お配りしたとおり、議員派遣することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)
 異議なしと認めます。

々 よって、そのように決定しました。

々 日程第17、「町長あいさつ」を行います。
 番外野坂町長。

番外
野坂町長 令和7年第2回川本町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
 今回の議会に提出しました、令和7年度一般会計補正予算案や簡易水道事業会計補正予算案をはじめとする諸議案につきまして、慎重なご審議の上、全て原案のとおり議決を賜り、厚く御礼申し上げます。今後、予算などを町行政の執行にあたりましては、審議の過程でいただきましたご意見、ご提案を十分に踏まえまして、適切に実施してまいります。
 今議会では、危機管理の視点から、地域防災計画に関してや、関係人口の拡大につながるふるさと納税の今後の戦略、また、地域の担い手確保につながる特定地域づくり事業協同組合創設に向けた考え方、そして、人口減少に伴い発生が予想される諸問題等に対しまして、様々な視点から幅広く貴重なご意見、ご提案をちょうだいしたところでございます。
 今後は、議決いただきました、国から追加配分された重点支援地方交付金を活用した、物価高騰の影響を受けている方々への支援を速やかに実施するとともに、活性化対策特別委員会の委員長報告を含んで、今定例会全体を通じてご指摘のあった喫緊の課題である人口減少に抗うための次代を担う人づくりや、新しい人の流れづくりをはじめとする主要な取り組みを着実に進め、持続可能なまちづくりを前へ進めてまいりたいと存じます。
 議員の皆様におかれましては、引き続き一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議 長 以上で、町長あいさつを終わります。

々 以上をもって、本日の会議はすべて終了しました。
 長時間にわたり、慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

々 これをもちまして、令和7年第2回川本町議会定例会を閉会します。

議 長 | お疲れさまでした。

(午前10時47分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員